

【参考】

事務連絡

令和4年1月26日

各学校施設開放運営委員会

会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部

政策調整担当課長 東 慎太郎

まん延防止等重点措置実施下における学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年1月27日より、神戸市が新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されることとなりました。

市内においても過去に例のない急速な感染拡大が続いており、学級・学年閉鎖も急増している状況を踏まえ、学校施設開放事業における小中学校の児童生徒が参加する活動については、1月27日から2月20日までの間、原則として利用を控えていただくようご協力をお願いいたします。

ただし、中学校部活動の取扱いに準じ、例外として下記の活動での利用は可能といたします。

その他の活動についても、令和3年3月24日付で通知しております「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に則り、対策を十分に講じていただいた上で、安全で円滑な運営をしていただきますようお願いいたします。

記

<学校施設開放事業における小中学校の児童生徒の活動を可能とするもの>

1. 公式戦等

※公式戦等とは、主催者が責任を持って、競技団体等が定めるガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図って開催される大会等をいいます。

2. 「1.」の公式戦等における負傷・事故防止のための必要最低限の練習活動

- (1) 公式戦等と位置付ける大会等初日の3週間前からとしてください。
- (2) 公式戦等における負傷・事故防止のためという趣旨をご理解いただき、下記を順守してください。
 - ・練習活動が長時間にわたらないようにすること（2~3時間以内が目安）
 - ・公式戦等に出場しない学年の子どもたちの練習活動の参加については控えていただくこと

担当 教育委員会事務局総務部総務課
政策係

TEL 984-0615 FAX 984-0618